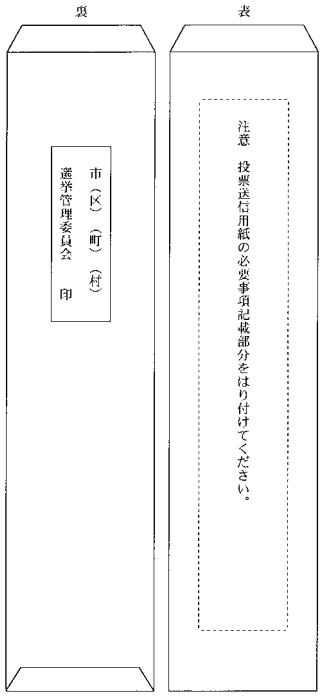
別記第四十一号様式（指定船舶に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式）（第四十一条関係）

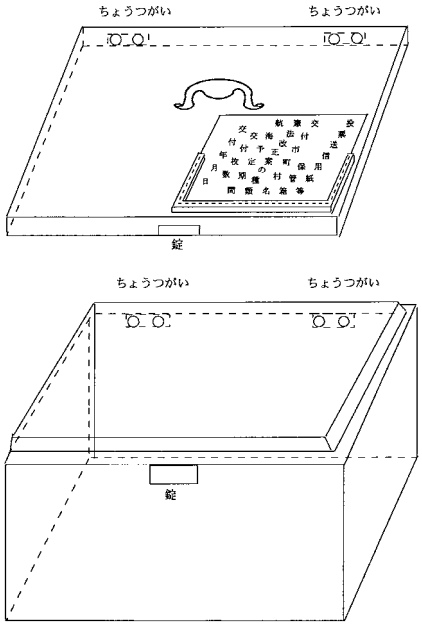


備考

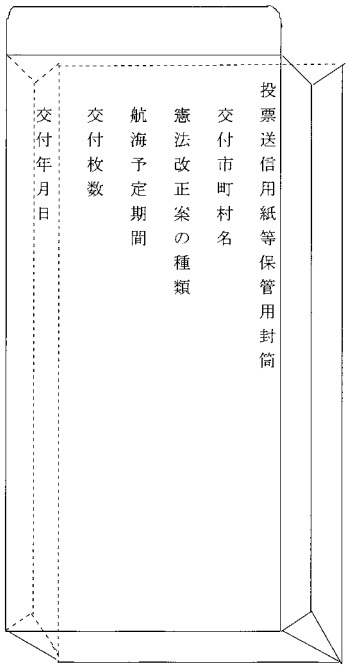
一　投票送信用紙用封筒に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十号様式（指定船舶に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）の備考三及び四に準ずる。

二　投票送信用紙用封筒は、投票送信用紙の投票記載部分を入れた場合において外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。

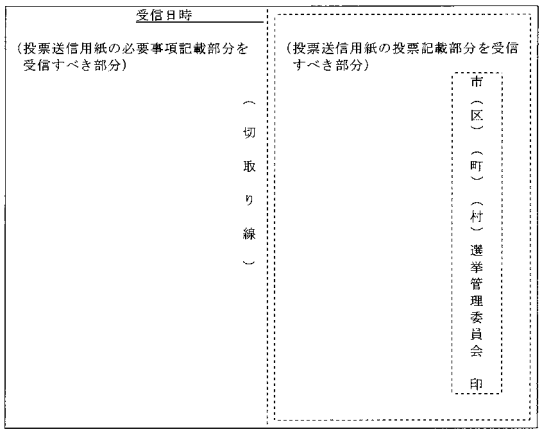
別記第四十二号様式（指定船舶に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式）（第四十二条関係）



別記第四十三号様式（指定船舶に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式）（第四十二条関係）



別記第四十四号様式（指定船舶に乗船している船員の不在者投票における受信用紙の様式）（第四十三条関係）



備　考

1　受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分及び必要事項記載部分をそのままの大きさで受信できるものでなければならない。

2　受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を直接外部から見ることができないように覆いを設けられるように調製しなければならない。

3　投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分は、通常用いられている投票用紙と同様の紙質及び外観を有するものでなければならない。

4　投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分には、投票送信用紙の賛成又は反対の文字に○を記載する欄を受信すべき部分と重ならないように、指定市町村の選挙管理委員会の印をあらかじめ押しておかなければならない。

5　受信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十号様式（指定船舶に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）の備考三及び四に準ずる。